

市税 ※「ご親族の逝去に伴う市税に関する手続のご案内」もご確認ください。

納税義務も相続の対象です。

市税の納税義務者がお亡くなりの場合、その納税義務も相続の対象(相続放棄をした場合を除く。)となりますので、故人に代わって相続人が市税を納付しなければなりません。

詳しくは、別添の「ご親族の逝去に伴う市税に関する手続のご案内」をご確認いただき、ご不明な点は担当課へお問い合わせください。

◆市税の納付と還付

相続人代表者指定届

市税に関する納税通知書や還付に関する書類を受け取る代表者を指定していただくものです。

ご提出がない場合、地方税法の規定に基づき、市で相続人代表者を指定する場合があります。

届出用紙は、別添の「ご親族の逝去に伴う市税に関する手続のご案内」の中にあります。

手続きする人	相続人
手続きに必要なもの	相続人代表者指定届
手続きの場所	市民税課 (⑨) 、住民窓口 (マロニエ・いずみ・こゆるぎ)
問い合わせ	市民税課 ☎33-1351

※お亡くなりになったかた名義の預貯金口座から市税の口座振替をされていた場合は、この届出により市税の口座振替を停止します。また、お亡くなりになった日以後に到来する納期分の市税がある場合には、代表者様あてに納付書を送付いたします。

※地方税法の規定に基づく手続きです。相続税や相続登記とは関係ありません。

※ご不明な点は、お問い合わせください。

◆市県民税について

市県民税の課税

前年一年間(1月1日～12月31日)の給与・年金などの所得に対して、その年の賦課期日(1月1日)にお住いの市区町村で課税されます。このことから、1月2日以後にお亡くなりの場合、前年中の所得や控除の状況に応じて、新年度の課税がされることになります。

詳しくは、別添の「ご親族の逝去に伴う市税に関する手続のご案内」をご確認いただき、ご不明な点はお問い合わせください。

問い合わせ	市民税課 ☎33-1351
-------	---------------

市税 ※「ご親族の逝去に伴う市税に関する手続のご案内」もご確認ください。

◆固定資産税・都市計画税について

固定資産税・都市計画税の課税（未登記家屋の名義変更）

お亡くなりになったかたが未登記家屋を所有していた場合、資産税課で名義変更の手続きをいたしましたくか、法務局で当該物件を新たに登記していただく必要があります。

当該家屋を相続する人が決まりましたら、早めに手続きを済ませてください。

手続きする人	当該未登記家屋の相続人（新納税義務者）
手続きに必要なもの	未登記家屋納税義務者に関する届出書（名義人変更） 相続の事実がわかる書類（遺産分割協議書の写し、遺言書等）
手続きの場所	資産税課（⑪）
問い合わせ	資産税課 ☎33-1361

※新納税義務者への名義変更は原則として翌年度から反映されます。ただし、届出の時期によって異なる場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

※新たに登記する場合や既に登記している土地・家屋の名義を変更する場合は、法務局で相続登記（所有権移転登記）をする必要があります。登記に関することは、横浜地方法務局西湘二宮支局（0463-70-1102）へお問い合わせください。

◆軽自動車税（種別割）について

原動機付自転車等の課税（名義変更・廃車）

小田原市のナンバープレートが付いている原動機付自転車等をお持ちだったかたは、名義変更または廃車の手続きをしてください。詳しくはお問い合わせください。

手続きする人	お亡くなりになったかたの親族等
手続きに必要なもの	標識交付証明書、ナンバープレート（廃車の場合）、本人確認書類
手続きの場所	市税総務課（⑧）
問い合わせ	市税総務課 ☎33-1343

※軽自動車等の名義変更については、車種により手続場所が異なります。別添の「ご親族の逝去に伴う市税に関する手続のご案内」をご確認ください。